

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和4年第7回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和4年11月21日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 議案の概要

(1) 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改正する議案。

①県の職員及び県費負担教職員の給与について、給料表を引上げ改定するとともに、期末・勤勉手当を引き上げる。また、特定任期付職員等及び会計年度任用職員についても同様に引き上げる。

ア 初任給を4,000円引上げ、若年層を重点に置き給料表を4,000～200円引き上げる。

イ 勤勉手当（一般職）：年間の支給月数を0.1月分引上げ
（年4.30月分→年4.40月分）

ウ 期末手当（特定任期付職員等）：年間0.05月分引上げ
（年3.25月分→年3.30月分）

エ 期末手当（会計年度任用職員）：年間0.05月分引上げ
（年2.50月分→年2.55月分）

②施行期日：公布の日。ただし、エは令和5年4月1日から施行（なお、アは令和4年4月1日から、イ及びウは令和4年12月1日から適用。）

(2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等の常勤の特別職及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を改正する議案。

- ①知事等常勤の特別職及び特別職の秘書の期末手当について、支給割合を0.05月分引き上げ、年間3.15月分とする。
- ②施行期日 公布の日(一部の規定は令和5年4月1日)

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、それぞれ異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県の職員及び県費負担教職員の給与について、給料表を引上げ改定するとともに、期末・勤勉手当を引き上げる。
- 2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の給与についても同様に引き上げる。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定は令和5年4月1日から施行する。
なお、給料表の改定は令和4年4月1日から、勤勉手当の改定は令和4年12月1日から適用する。

【説明】

- (1) 初任給を4,000円引き上げるとともに、若年層を重点に置き行政職給料表を4,000円～200円の引上げ（平均改定率0.26%、他の給料表も行政職給料表に準じて引上げ）
- (2) 勤勉手当（一般職）：年間の支給月数を0.1月分引上げ
（支給月数：年4.30月分→年4.40月分）
- (3) 期末手当（特定任期付職員 等）：年間の支給月数を0.05月分引上げ
（支給月数：年3.25月分→年3.30月分）
- (4) 期末手当（会計年度任用職員）：年間の支給月数を0.05月分引上げ
（支給月数：年2.50月分→年2.55月分）
- (5) 施行期日：公布の日。ただし、(4)は令和5年4月1日から施行。
（なお、(1)は令和4年4月1日から、(2)及び(3)は令和4年12月1日から適用する。）

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県の一般職の職員の給与改定等を踏まえた本年度の給与改定
知事等の常勤の特別職及び特別職の秘書の給与について、沖縄県の一般職の職員に準じて期末手当（ボーナス）の支給割合を引き上げる。【令和4年12月支給分から実施】
 - (1) 知事等の常勤の特別職 年間 3.10月分→3.15月分（0.05月分引上げ）

| |
|----------|
| 知事 |
| 副知事 |
| 公営企業の管理者 |
| 病院事業の管理者 |
| 教育長 |
| 常勤の監査委員 |
 - (2) 特別職の秘書 同上
- 2 施行期日
公布の日（一部の規定は令和5年4月1日）